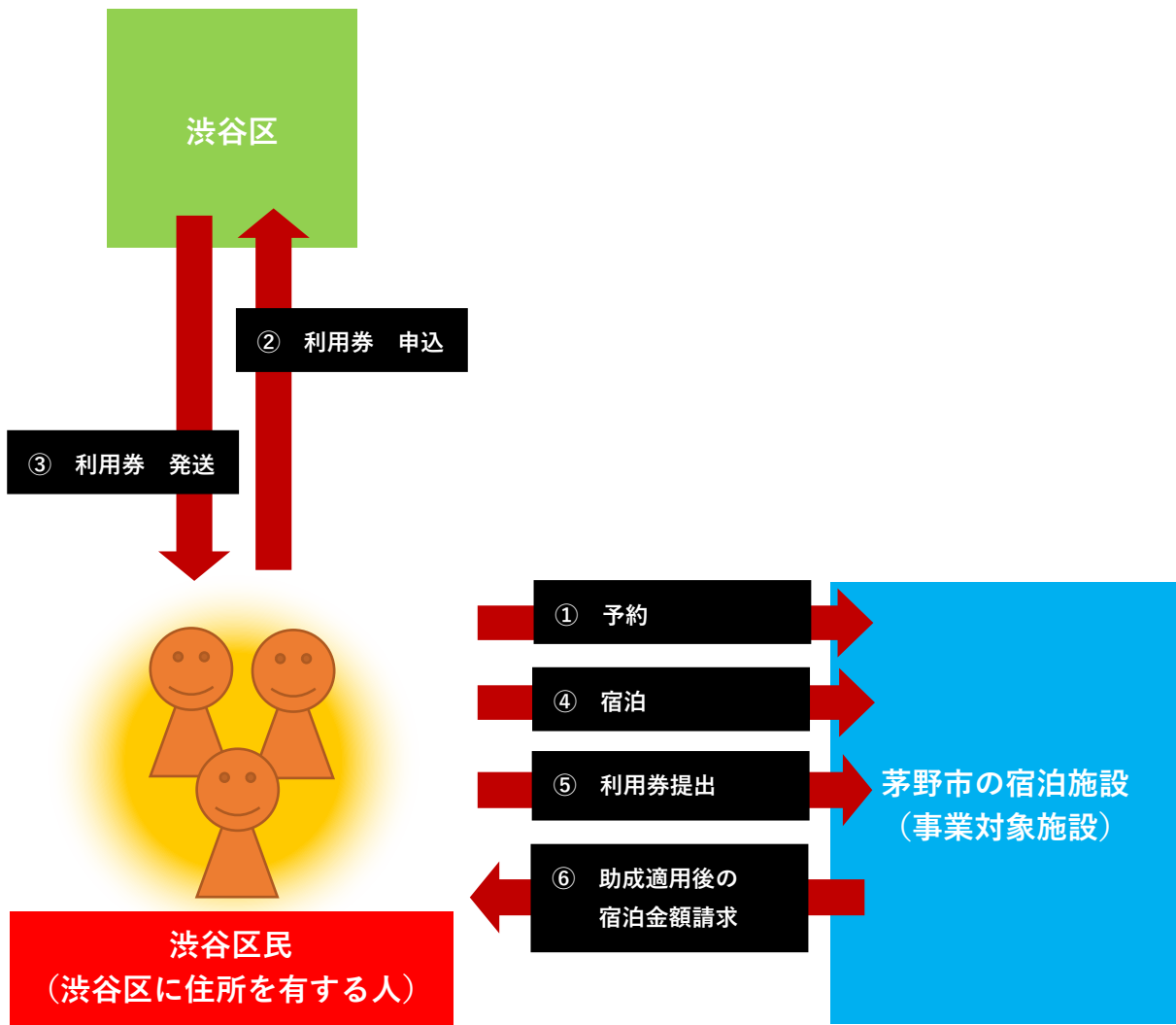


渋谷区茅野市宿泊サービス事業



項目説明

<旅行日の10日前まで>

- ① 渋谷区指定の茅野市内事業対象施設を予約します。
- ② 渋谷区公式 LINE にて「茅野市宿泊サービス利用券」の発行を申し込みします。(申込は1世帯ごとです)
- ③ 渋谷区から郵送で利用券をお送りします。
※利用券は1人1泊につき1枚発行いたします。(例)2人で1泊なら2枚

<旅行日当日>

- ④ 茅野市にて予約した宿泊施設を利用します。
- ⑤ 会計時に茅野市宿泊サービス利用券を提出します。
- ⑥ 券面に記載された金額分、宿泊費の助成が適用されます。

※アクティビティ補助についても同様です